

## 令和8年 第2回八幡浜市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和8年2月5日(木) 13時30分

2 場 所 保内庁舎 3階 大会議室

3 出席委員

### ○農業委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	欠 席
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	比企 義一	14	二宮 隆徳	15	山内 裕司
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	柴田 紳一郎				

### ○出席職員

事務局長 松本 有加  
事務局次長 松浦 秀紀  
事務局 菊池 嘉隆、木村 有美

4 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第7号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権設定) 1件

追加議案第8号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況に対する意見について 2件

追加議案第9号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約) 25件

第4 協議・連絡事項

- ・令和7年度東京市場流通視察研修について
- ・令和8年度農地利用状況調査(農地パトロール)について
- ・第3回農業委員会総会について

5 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和8年第2回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は、19名中18名で総会成立の定足数に達しています。欠席委員は「6番、西川 正則 委員」です。

それでは、菊池会長から招集の挨拶をお願いします。

会 長 (招集挨拶)

議 長 それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは議事録署名人に「14番、二宮 隆徳 委員」、「15番、山内裕司 委員」を指名します。

議 長 続きまして、議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

番号2から3について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、番号2、3について、一括して説明します。

番号2、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「102㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢により管理ができないため譲り渡したい。譲受人は、祖父母の農地を譲り受けて野菜を育てたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たし

ていると考えます。

続いて番号 3、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「770 m<sup>2</sup>」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、遠方に住んでおり管理ができないため譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受けて耕作したいであります。

なお、申請地を含む周辺 7 筆は筆界未定となっておりますが、譲渡人、譲受人ともに納得のうえ今回の申請に至っています。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 番号 2、3 について説明いたします。

内容は、今事務局の方から詳しく説明していただいたとおりです。

2、3 の両園地とも現地の確認をしてきましたが、2 につきましては、おばあちゃん「〇〇〇〇」さんの自宅の前で、広すぎず狭すぎず家庭菜園に適しております。問題ありません。

3 番につきましては、通称「〇〇〇〇」と呼ばれている山の中腹で、農道のすぐ上にあり、立地は非常に良いところです。

現在はきよみ、はるか、いよかんが植栽されていました。

問題はないかと思えます。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 4 について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、番号4について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「383㎡」、外12筆、計「22,777㎡」、3条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、高齢のため、農地を後継者に譲り渡したい。譲受人は、農地を譲り受け、農業経営を行いたいであります。

本案件につきましては、申請書等に記載された内容が、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

説明は以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

10番

それでは、4番の説明をいたします。

譲渡人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、以前、〇〇〇〇をされておりました。

譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、親から子への譲渡になります。

「〇〇〇〇」さんは今年で就農26年目になりまして、今は奥さんご両親の4人でみかん作りをされております。

「〇〇〇〇」さんの息子さんも、今年高校を卒業されて農大の方へ進まれるということで、後継者も近々帰る予定になっております。

何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

議長

それでは承認することといたします。

議長

続きまして、議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請

に対する意見について」を上程します。

番号2について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号番号2を説明いたします。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「田」、現況は「畑」です。面積が「1,114㎡」、所有権移転となります。

譲渡人は「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん〇〇歳、農業の方です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さん〇〇歳です。不動産業を営んでおります。

転用目的は、分譲宅地用地です。

転用理由としては、譲渡人は元々農業をされていたんですが、高齢で財産を整理するために売却するものです。

譲受人は〇〇〇〇で不動産業を営んでおります。今回申請地を購入して、分譲宅地用地を造成するものです。

申請地は閑静な住宅街で、高規格道路にも近く、多方面への通勤が可能な場所のため、近年新築の需要が多い地区で完売の見込みが高いと思われれます。

続いて参考資料の1、2ページの地図をご覧ください。

申請地は〇〇〇〇のすぐそばで、〇〇〇〇から320メートルのところ

に位置しており、都市計画用途地域の準工業地域になります。

このことから申請地の農地区分は、農地法の運用通知により、都市計画法に規定する地域内農地に該当するため第3種農地となります。

この第3種農地の転用は、同通知により原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や、周辺営農状況への支障等に特段問題がなければ許可できるものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長

地元委員の説明を求めます。

14番

今詳しく説明がありましたように「〇〇〇〇」さんは高齢で農業を辞めたいということと、後継ぎがないということで、宅地、分譲地として売りたいということでもあります。

この場所は〇〇〇〇の〇〇〇〇とか〇〇〇〇とかの間にある道を真っ直ぐ南へ下ったところで、周りにはもう既にほとんどが住宅地になっており、いくつか果樹園として残っている状態でした。

地図を見たらわかるように、家に挟まれたところで農業もなかなかや

りにくくなっている場所であるということで、宅地になることは何ら問題ありませんので、よろしくお願ひします。

議 長 議案第6号、番号2について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(所有権移転)」を上程します。  
番号3について事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第7号番号3について説明します。  
所有権を移転する農用地、農地の所在「〇〇〇〇」、地目、現況「樹園地」、面積「5,403㎡」、外1筆、計「10,892㎡」。  
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、売買価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

9 番 番号3について説明いたします。  
「〇〇〇〇」さん〇〇歳、〇〇〇〇を2期務め、〇〇〇〇を長らく務め上げた方です。  
残念ながら「〇〇〇〇」さんは体調を悪くしまして、これから先も農業を続けていくのが難しくなった状態で、後継者もいなく、園地の縮小を考えられています。  
そこで園地の買い手を探していたところ、別の園地で隣り合わせだった「〇〇〇〇」さんがこの話を聞いて、「〇〇〇〇」さんとは元々以前から親交がありまして、「〇〇〇〇」さんのみかん山だったら私が買わせてくださいということで話がまとまりました。  
「〇〇〇〇」さんは〇〇歳で、去年自分の山のほとんどを、一緒に耕作していた「〇〇〇〇」さんという方に貸し与えて、自分は定年だと言

っていたんですが、これを契機に、また頑張りますということで約束してくれましたので、何ら問題ないと思います。

よろしく申し上げます。

議 長 番号3について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 次に追加議案があります。

議案第8号「営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況に対する意見について」を上程します。

番号1と2について、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 営農型発電設備の意見について、毎年2月末には県への報告義務があり、八幡浜市で現在2箇所の営農型発電設備がありますので説明をいたします。

議案第8号番号1を説明いたします。

土地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「6,139㎡のうち0.35㎡」であります。

支柱の足場のみの転用となり、転用部分は「0.35㎡」です。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さんです。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで平成25年に許可を受けた後、平成28年に1回目の更新を行い、令和元年7月の2回目の更新では10年間の一時転用ということで許可されております。

転用条件として、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告が課せられております。

今年度につきましては転用事業者から、1月30日付にて状況報告があり、状況報告の提出前の26日に樋田農地部会長と現地調査を行っております。

では、当委員会の意見案を申し上げます。

デコポンは昨年3回目の収穫を行いました。収穫量は増加しており、状況は良好であります。

自家消費の八朔は例年通りであります。

6年前から収穫しております清見タンゴールは順調に生育しており、昨年より収量は少し減っているものの状況は良好であります。

デコポンの結実状況は、同設備の影響外のデコポンの樹と同等であります。

宮川早生は例年よりも少ないものの、収量も多く品質も良好であります。

以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況は問題ないと考えます。

参考資料と現況写真、出荷状況等を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

1号については以上となります。

続きまして、議案第8号の番号2を説明いたします。

土地の所在「〇〇〇〇」になります。地目「畑」、現況も「畑」であります。面積「1,737㎡のうち支柱部分の1.48㎡」のみであります。

転用事業者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」さんです。

この案件につきましては、3年間の一時転用ということで、平成30年6月に許可を受けた後、令和3年5月に1回目の更新を行い、3年間の一時転用ということで許可されておりました。

令和6年2月5日に前所有者「〇〇〇〇」の「〇〇〇〇」さんから、現所有者の「〇〇〇〇」さんへ所有権が移ったものです。

毎年農作物の状況報告が課せられております。

転用事業者から、1月5日付にて農作物の状況報告があり、先ほどの案件と同様に、1月26日に現地調査を樋田農地部会長と行っております。

令和2年5月にサカキ600本の定植は完了しておりますが、サカキは植栽してから収穫までには5年かかるということで、一昨年は猛暑とカイガラムシの影響により葉が白くなっているものもあり、植え替えなども行いました。

今回も少し白くなっているところがありはしたんですが、その後順調に生育しており、今後はパネル自体を増やし、影を多くすることでサカキの日焼けを防ぐ対策を取る予定です。

パネルの増設のみについては、南予地方局と協議した結果、変更等の手続きは必要ないとのことでした。

支柱が増える場合には、転用部分が増えるということで変更手続きが要るということですが、パネル自体は増やしても問題がないということでした。

出荷については、一番問題ではあるんですが、各市場に出してみまし

たが、需要と供給のバランスが極端に合わず苦慮している状況です。

今後は販路の拡大が問題となってくるものと思われます。

八幡浜市で需要があれば何とかお願いしたいということを業者の方からお話がありました。

神社等で使うのではないかなということで、神社等で使えばご協力をお願いしますということのお話をいただいております。

以上のことから、営農型発電設備の下部における営農状況自体には問題ないと考えます。

参考資料、現況写真、出荷状況等を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

以上となります。

議長 農地部会長が現地を確認しておりますので、報告をお願いいたします。

農地部会長 それでは営農型発電設備による農作物の状況報告であります。ただいま事務局から説明がありましたとおり、それぞれの生育に対しては別段これはという事ありませんが、価格の面でそれぞれ見ていただいたらと思います。

サカキが〇〇〇〇。説明を受けながら、これだけのサカキを出して〇〇〇〇ですかということで、やはり需要と供給というものの自体をこれから考えていかなきゃいけないです。

夏場の温度が高いために葉っぱが赤くなって枯れていきます。そこで黒い網を上張り巡らしたりと色々努力はされておられますが、やはりできたものは、需要と供給のバランスの中でお金を取って欲しいというのが、毎年ここへ行きながら思うことです。

皆さんにお伝えしたいのですが、サカキの需要のために、なかなか使う場面の少ない植物でありますけど、声掛けをお願いいたしたいなと思います。

そして〇〇〇〇の上にある温州みかんと晩柑なんですけれども、毎年見させていただくと、収量も増えたということで前向きになりますが、市場に出している金額を見ていただくと、1箱〇〇〇〇だったり〇〇〇〇〇だったり、確かに去年のみかんは地元市場では安く叩かれたかもしれませんが、せっかく1年間作って、太陽光もいただいているとはいえ、この金額はどんなものかなと痛い思いをつくづくと感じましたので報告させていただきます。

以上です。

議 長 番号1、2について、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 営農型発電設備の下部の作物について、県の会議でも色々と問題があり、支障が出ていると聞くんですけど、サカキはまだ生育期間内だけど、販売が可能になってからは、7割とか8割の収穫を上げなければならぬというような基準があったかと思うんですが、サカキの販売額の基準みたいなものは何かあるんですか。

事務局 業者の方に聞きますと、基本は市場に出してそこで値段を付けられるようで、市場の言い値のような言い方をされてきました。  
基準は確認してみます。

議 長 他でもサカキを作っているところがあって、そこは田んぼの後にサカキを植えており、土壌が悪いためサカキの生育が悪いそうです。まだ生育期間なので言われることはないが、今後、生育期間を過ぎても収入を得られる見込みはないというようなことを聞きました。

ただ、やる気はあるということなんですが、やる気のある人に農業委員会で駄目だと言うのは難しいので、県の方からその辺りの基準をきちんと伝えてくれという話が、前回の農業会議でありました。

そういう時期になると、そういった県のチェックも入ってくるのかなと思います。

どのくらいがサカキの7割、8割の収入ということを把握した上でチェックする必要があると思いますが、県にも聞いてみる必要があると思います。

議 長 その他にご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、事務局から報告事項をお願いします。

事務局

机の上にお配りしております議案第9号「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について（一括契約）」というホッチキスで留められた資料をご覧ください。

こちら番号14から38までありますが、これは旧基盤法による貸借の期間が満了し、同じ内容で農地中間管理機構を通した契約に変更する貸借の契約です。

新たに機構を通した貸借に変更することにはなりますが、契約内容には大きな変更はなく、軽微な変更のみで、引き続き耕作を延長するという内容ですので、これまで通りあっせん会議と総会での地元委員の説明は省略させていただき、報告のみとさせていただきます。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」という1枚ものの資料、番号1から3については全て貸借契約の合意解約のため、地元委員の説明、読み上げを省略させていただきますのでご報告いたします。

以上です。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

（意見、質問等なし）

議長

ないようですので、協議、連絡事項に移りたいと思います。

（協議事項について説明及び審議）

議長

それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6 閉 会 14時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和8年2月5日

会 長 菊池 眞策

議事録署名人 二宮 隆徳

議事録署名人 山内 裕司